

建築士法第23条の9第2号の規定に基づく 「設計等の業務に関する報告書」 のインターネット閲覧の開始について

建築士事務所の開設者は、建築士法に基づき設計等の業務に関する報告書の提出が義務付けられており、同報告書は建築安全課窓口にて閲覧を実施しております。

この度、令和7年6月1日に提出を受けたものから法に基づく報告書の閲覧を建築安全課窓口だけではなく、インターネットでも閲覧を可能とすることとしました。

インターネット閲覧の開始に当たり下記事項について、ご確認いただき、今後の作成にあたってはご注意くださいようお願いいたします。

【注意事項】

①【第一面】

- ・ 令和3年から提出にあたり押印は不要となっています。社印や個人印などの押印はしないでください。

②【第二面・第四面】

- ・ 個人情報保護の観点から「建物用途」の欄に「〇〇邸」など、建築主の個人名が入る記載はしないでください。

③【その他】

- ・ 報告書に記載する必要のない個人情報は記載しないでください。

【設計等の業務に関する報告書の閲覧】

(インターネット閲覧)

建築士名簿・建築士事務所登録簿システム <https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

(窓口での閲覧)

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課

窓口 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎11階

受付時間 9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課
指導監督グループ（業務報告書担当）

電話 045-210-6262